

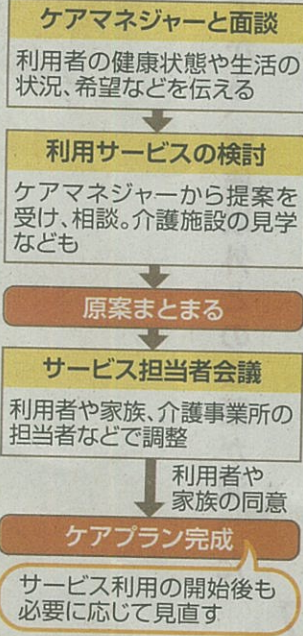
安心の設計

介護、医療、子育て、老後
のご意見・疑問をお寄せ下
メールansin@yomiuri.co.jp
ファクス03・3217・9957

前回、自治体から「介護が必要」と認定を受けるまでの流れを中心に説明しました。デイサービスや訪問介護など公的介護サービスを実際に利用するには、利用者の心身の状態、介護を担う家族の状況などに応じた「ケアプラン」作りが必要です。ケアマネジャー(介護支援専門員)に依頼するのが一般的です。在宅で介護サービスを受ける場合、地域包括支援センターに相談したり、居宅介護支援事業所に連絡したりして担当のケアマネジャーを決めます。適切な介護サービスを受けるための相談に乗ってくれ、行政や介護事業者との連絡・調整役も担います。

介護のキホン ② 「ケアプラン」作り

◆ケアプラン作成の流れ



入れてもらいたいとか、家事を手伝ってもらいたいとか、希望するサービスの方向性を示すとスムーズです」と助言します。利用者や家族との相性も大切。女性が男性か、ゆったりした人がテンポ良く話す人か、といった希望に応じることでも可能だそう。ケアマネジャーが決まったら、契約を経て、ケアプラン作りが始まります。利用者やその家族の希望や状況に対応

要望出して練り上げ 随時更新

と相談したり、事業所を見学したりしながら、ケアプランの原案を練っていきます。その後、利用者や家族、ケアプランに盛り込まれた介護事業所の担当者らで、サービ

週回サービス計画表

| 時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 |
|----|---|---|---|---|---|---|---|
| 深夜 | | | | | | | |
| 早朝 | | | | | | | |
| 午前 | | | | | | | |
| 午後 | | | | | | | |
| 夜 | | | | | | | |
| 深夜 | | | | | | | |

ケアプランでは、何曜日にもどんなサービスを受けられるのかをまとめた「サービス計画表」も作成する

ス担当者会議を開きます。この時点で、どのような生活になるかのイメージが、かなり見えてくるはず。利用者や家族の同意を得て、ケアプランが完成します。作成費用の自己負担はありません。武藤さんは「ケアプラン作りでは、苦手なことや、やりたくないことなども遠慮せずに伝えてください。必要だと思えばサービス提案するので、初めての経験で戸惑う場合もあるかもしれません。ケアプランは一度作って終わりではありません。介護サービスが始まるからも、月に1回はケアマネジャーが利用者や面談するのが基本です。その際、体調や状態、受けたい介護の希望に変化がないかなどを聞かれるはず。必要に応じてケアプランを見直していくことが、大切なポイントです。(小野健太郎)

*次回は25日に掲載予定です。